

優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る検討会運営要領

1. 東京都は、検討会における審議の内容等を、検討会終了後、東京都環境局公式ホームページにおいて公表する。
2. 認定申請に対する審査を行う際は、利害相反の回避のため、委員は利害関係のある事業所の審査は行わないものとする。